

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

2024年4月22日

旧	新
<p>第 14 条 (決済方法)</p> <p>1. お客様が当社との間で行う本取引の決済は、反対売買による差金決済で行うものとします。</p> <p>2. 本取引の決済により確定する損益が現金化される日（以下、「受渡日」といいます）は別途定めるものとします。</p> <p>第 17 条 (取引証拠金)</p> <p>1. お客様は、本取引の新規建注文を行うに先立ち、当社に対し証拠金（以下、「取引証拠金」といいます。）を差し入れるものとします。</p> <p>2. 取引証拠金として受け入れる通貨の種類は、<u>当社が別途定めるもの</u>とします。</p> <p>3. 本口座でお預かりする現金はすべて前項の取引証拠金として取り扱われるものとします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社が別途認める場合は、別途当社が指定する有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）を取引証拠金の全部又は一部として使用することができるものとします。その場合、前項の「現金」を「現金及び代用有価証券」と読み替えるものとします。</p>	<p>第 14 条 (決済方法)</p> <p>1. お客様が当社との間で行う本取引の決済は、反対売買による差金決済で行うものとします。</p> <p>2. 本取引の決済により確定する損益が現金化される日（以下、「受渡日」といいます）は別途定めるものとします。</p> <p><u>3. 現金化される通貨については原則日本円となりますが、当社が別途定める通貨ペアに限り、お客様は決済注文の発注時に現金化される通貨を日本円または当社が別途定める外貨（以下、「当社指定外貨」といいます。）を選択できるものとします。</u></p> <p>第 17 条 (取引証拠金)</p> <p>1. お客様は、本取引の新規建注文を行うに先立ち、当社に対し証拠金（以下、「取引証拠金」といいます。）を差し入れるものとします。</p> <p>2. 取引証拠金として受け入れる通貨の種類は、<u>日本円または当社指定外貨</u>とします。</p> <p>3. 本口座でお預かりする現金はすべて前項の取引証拠金として取り扱われるものとします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社が別途認める場合は、別途当社が指定する有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）を取引証拠金の全部又は一部として使用することができるものとします。その場合、前項の「現金」を「現金及び代用有価証券」と読み替えるものとします。</p>

旧	新
<p>5. 代用有価証券の受入れを認める場合は、その取扱方法を別途定めるものとし、お客様は当該定めに従うものとします。</p> <p>第 18 条（取引証拠金の取扱い） お客様が当社との間で行う本取引に係る取引証拠金の取扱いについては、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1) 新規の売買取引の注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める取引証拠金の必要額（以下、「必要証拠金額」といいます。）以上の額を、取引証拠金として、当社に定める方法により、当社に預託すること。</p> <p>(2) 取引証拠金は、当社が応じられる範囲内において、有価証券の受け入れをもって代える場合があること。</p> <p>(3) お客様が当社との間で行う本取引の取引証拠金について、お客様は、取引証拠金として、当社の定める追加預託が必要な額を、当社の指定する日時までに、当社の定める方法により、当社に預託すること。</p> <p>(4) 本取引に係る取引証拠金としてお客様が預託している現金または有価証券等の引出しもしくは差し換えまたは返還については、本約款および別途当社が定めるところによること。</p> <p>(5) 当社は、取引証拠金率を変更することができることとし、必要証拠金額を変更したときは、未決済建玉の取引証拠金に対しても変更後の必要証拠金額を適用できること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>5. 代用有価証券の受入れを認める場合は、その取扱方法を別途定めるものとし、お客様は当該定めに従うものとします。</p> <p>第 18 条（取引証拠金の取扱い） お客様が当社との間で行う本取引に係る取引証拠金の取扱いについては、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1) 新規の売買取引の注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める取引証拠金の必要額（以下、「必要証拠金額」といいます。）以上の額を、取引証拠金として、当社に定める方法により、当社に預託すること。</p> <p>(2) 取引証拠金は、当社が応じられる範囲内において、有価証券の受け入れをもって代える場合があること。</p> <p>(3) お客様が当社との間で行う本取引の取引証拠金について、お客様は、取引証拠金として、当社の定める追加預託が必要な額を、当社の指定する日時までに、当社の定める方法により、当社に預託すること。</p> <p>(4) 本取引に係る取引証拠金としてお客様が預託している現金または有価証券等の引出しもしくは差し換えまたは返還については、本約款および別途当社が定めるところによること。</p> <p>(5) 当社は、取引証拠金率を変更することができることとし、必要証拠金額を変更したときは、未決済建玉の取引証拠金に対しても変更後の必要証拠金額を適用できること。</p> <p><u>(6) 必要証拠金額は日本円として当社で算出し、お客様が取引証拠金として当社指定外貨を用いる場合は、当社が別途定める方法による円換算金額で評価すること。</u></p>

旧	新
<p>(6) 前各号に定める事項の他、本取引に係る取引証拠金の取扱いについては、当社の定めるところによること。</p> <p>第 21 条（追加証拠金）</p> <p>1. 当社は、毎営業日（営業日については別途定めるものとします。以下同じ）建玉を保有しているお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。</p> <p>2. お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前 3 時までには預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p>3. 前項の日時までには追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>4. お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及び</p>	<p>(7) 前各号に定める事項の他、本取引に係る取引証拠金の取扱いについては、当社の定めるところによること。</p> <p>第 21 条（追加証拠金）</p> <p>1. 当社は、毎営業日（営業日については別途定めるものとします。以下同じ）建玉を保有しているお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。</p> <p>2. お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前 3 時までには預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p>3. 前項の日時までには追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。<u>なおすべての建玉を当社が任意で処分した場合の損益金は、日本円で発生するものとします。</u></p> <p>4. お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及び</p>

旧	新
<p>その他口座への証拠金の振替はできないものとします。 5. 本条は法人のお客様には適用しないものとします。</p> <p>第23条(期限の利益を喪失した場合等における本取引の反対売買)</p> <p>1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社が任意に、お客様が当社の本口座を通じているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において行うものとします。</p> <p>2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社が任意に、当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な反対売買を、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において行うものとします。</p> <p>第24条(ロスカットルール)</p> <p>1. お客様の決済による未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、「取引ルール」に定める条件(以下、「ロスカット条件」といいます。)が成就したときは、お客様が本口座を通して行っていた本取引に係る全未約定注文を失効させた上で、お客様が当社に設定した本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買を、お客様に事前に通知することなくお客様</p>	<p>その他口座への証拠金の振替はできないものとします。 5. 本条は法人のお客様には適用しないものとします。</p> <p>第23条(期限の利益を喪失した場合等における本取引の反対売買)</p> <p>1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社が任意に、お客様が当社の本口座を通じているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において行うものとします。<u>また反対売買を行った場合の損益金は日本円で発生するものとします。</u></p> <p>2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社が任意に、当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な反対売買を、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において行うものとします。</p> <p>第24条(ロスカットルール)</p> <p>1. お客様の決済による未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、「取引ルール」に定める条件(以下、「ロスカット条件」といいます。)が成就したときは、お客様が本口座を通して行っていた本取引に係る全未約定注文を失効させた上で、お客様が当社に設定した本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買を、お客様に事前に通知することなくお客様</p>

旧	新
<p>の計算において当社が任意に行うものとします（以下、このルールを「ロスカットルール」といいます。）。</p> <p>2. ロスカット条件の成否については当社が一定の間隔で監視を行い、その成就を判断するものとします。</p> <p>3. 通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害等の理由により、証拠金の差入れまたは建玉の決済が間に合わず、本条第1項の条件が成就しロスカットルールが執行されうることをお客様は理解するものとし、ロスカット条件の成就を防止する目的での入金は余裕をもって行うものとします。</p> <p>4. 第1項の反対売買は、成行注文で発注される性質上、ロスカットルールの基準になる価格で約定することを保証できるものではありません。また、当社は当該反対売買によって生じた損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>5. ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければならないものとします。</p>	<p>の計算において当社が任意に行うものとします（以下、このルールを「ロスカットルール」といいます。）。<u>なお反対売買を行った場合の損益金は日本円で発生するものとします。</u></p> <p>2. ロスカット条件の成否については当社が一定の間隔で監視を行い、その成就を判断するものとします。</p> <p>3. 通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害等の理由により、証拠金の差入れまたは建玉の決済が間に合わず、本条第1項の条件が成就しロスカットルールが執行されうることをお客様は理解するものとし、ロスカット条件の成就を防止する目的での入金は余裕をもって行うものとします。</p> <p>4. 第1項の反対売買は、成行注文で発注される性質上、ロスカットルールの基準になる価格で約定することを保証できるものではありません。また、当社は当該反対売買によって生じた損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>5. ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければならないものとします。</p>
<p>第33条（遅延損害金の支払い）</p> <p>お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日（ともに当該日を含みます。）まで、不足金に対し年率14.6%の遅延損害金を支払うことに異議のないものとします。</p>	<p>第33条（遅延損害金の支払い）</p> <p>お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日（ともに当該日を含みます。）まで、不足金に対し年率14.6%の遅延損害金を<u>日本円で</u>支払うことに異議のないものとします。</p>

